

【環境指導課】

(環境・食品衛生班)

1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物の処理施設として、し尿処理施設1箇所、ごみ焼却施設1箇所、粗大ごみ処理施設1箇所及び能代市に資源化施設1箇所が設置されているほか、不燃ごみの埋立処理のため、6箇所の市町の最終処分場が確保されている。

これらの一般廃棄物処理施設については、産業廃棄物関連施設等と合わせて計画的な立入検査を実施し、放流水質の監視のほか、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行った。

なお、能代市二ツ井町地区と藤里町のし尿は、北秋田市周辺衛生施設組合の施設で処理されている。

(1) 一般廃棄物

① し尿処理施設

(平成28年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字 西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120 ^{*0.7} ℓ/日

② ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在)

区 分	事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域 市町村圏組合	三種町鶴川字 上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉) H14変更96t→144t
粗大ごみ 処理施設	能代山本広域 市町村圏組合	八峰町沼田字 横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破碎 せん断破碎	25t/5h 5t/5h
資源化施設	能代市	能代市竹生字 天神谷地131	H11.6.17 H11.9.30	資源化選別	4.7t/5h

③ ごみ埋立地

(平成28年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始 年月	埋立地面積	全体容量	残余容量
一般廃棄物の最終処分場	能代市	能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404㎡	271,000㎥	12㎥ ※
		〃	H6.4	14,320㎡	123,170㎥	20,696㎥
		能代市二ツ井町種字大沢	S48.4	12,211㎡	169,407㎥	0㎥ ※
	藤里町	藤里町粕毛下モ岱	S53.11	16,700㎡	50,100㎥	10,786㎥
		藤里町矢坂	S46.4	5,721㎡	28,605㎥	1,970㎥ ※
	三種町	三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995㎡	48,000㎥	5,010㎥
		三種町森岳字清吉根子屋沢	S45.6	39,174㎡	91,675㎥	43,020㎥
		三種町志戸橋字熊沢	S49.4	3,178㎡	4,050㎥	0㎥ ※
		三種町増沢	S58.5	8,559㎡	45,350㎥	34,290㎥
		三種町舞台沢	S46.4	6,700㎡	11,000㎥	165㎥
		能代市浅内	S58.6	3,300㎡	6,600㎥	387㎥ ※

※ 埋立終了

④ し尿浄化槽

ア 設置数

(平成28年3月31日現在)

年度	人数別 市町	5 ～ 20	21 ～ 100	101 ～ 300	301 ～ 500	501 ～	計	監視施設数		
								～500	501～	計
23年度	三 種 町	742	76	24	2	6	850	27	11	38
24年度		753	75	18	2	6	854	2	11	13
25年度		700	46	7	3	5	761	23	9	32
26年度		705	45	7	2	5	764	5	9	14
27年度		718	45	7	2	5	777	6	8	14

イ 構造別浄化槽基数

(平成28年3月31日現在)

市町	区分	全浄化槽基数	合併処理基数	単独処理基数
	三 種 町	777	583	194

※ 能代市分(H17年度)、藤里町分(H17年度)、八峰町分(H22年度)は権限委譲済み。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設の種類

(平成28年3月31日現在)

区 分	処理施設	事業者	計
管 理 型 処 分 場		1	1
木 く ず 破 砕 施 設	2		2
が れ き 類 破 砕 施 設	8		8
廃プラスチック類破砕施設	2		2
計	12	1	13

産業廃棄物処理業者

(平成28年3月31日現在)

区 分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
事業者数	143	17	13		173

※ 重複する事業者あり

(3) 監視指導状況

(平成28年3月31日現在)

施設種類別						施設数等	監視件数	指導件数		
								口頭	文書	
一般廃棄物	処理施設	公共設置	最終処分場	稼働中		6	6	1		
				上記以外		5	3	1		
			ごみ焼却施設		1	1				
			し尿処理施設		1	1				
			その他のごみ処理施設		3	1				
	公共以外の一般廃棄物処理施設		5	6	1					
	その他		廃棄物再生事業者登録業者		5	2	1			
			一般廃棄物排出事業者			11	3			
産業廃棄物	特別管理産業廃棄物排出事業所		①感染性廃棄物排出事業所		病院	7	7	1		
					上記以外	116	3	1		
			②特定有害産廃排出事業所				23	13		
					③PCB機器等保管事業所				41	12
			④その他特管産廃排出事業所						6	2
	産業廃棄物排出事業所				183	42	15	3		
	処理施設	処分業者	県外産廃受入施設	許可対象	中間処理					
					最終処分					
			許可対象外	中間処理	4	8				
					最終処分	13	28	5		
			その他の施設	許可対象	中間処理					
					最終処分					
		許可対象外	中間処理	5	5					
			事業者及び公共	許可対象	中間処理					
				最終処分	1	1				
				中間処理	1	1				
	産業廃棄物収集運搬業者			積替・保管施設		9	11	3		
上記以外				131	7	1				
浄化槽	浄化槽				777	14				
	浄化槽保守点検業者				7	2				
不法投棄監視						49				
自動車リサイクル法	引取業者				63	5	2			
	フロン類回収業者				18	4	2			
	解体業者				4	3	1			
	破砕業者				1	1				
計					1,436	249	45	3		

※ 特定有害産廃排出事業所……トリクロロエチレン等の有機溶剤を扱う事業所及びばいじん、燃え殻等を排出する事業所
 その他特管産廃排出事業所……廃油、廃酸、廃アルカリ等排出事業所(写真現像業、ガソリンスタンド、自動車整備工場)

2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道を合わせて53の水道施設が設置されている。

水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道を合わせた水道普及率は、89. 7%であり、全県の91. 4%と比較し、1. 7ポイント下回っている。

(1) 水道施設数及び普及状況 (平成27年3月31日現在)

区分 市町		行政区域 内人口	上水道		簡易水道		専用水道		小規模水道		合 計		普及率 (%)
			施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	
能 代 市		55,058	1	42,653	13	6,299			23	1,072	37	50,024	90.9
藤 里 町		3,449			4	3,449	1	0			5	3,449	100.0
三 種 町		17,194	1	5,101	5	8,478	2	64			8	13,643	79.3
八 峰 町		7,378			3	7,378					3	7,378	100
管 内 計		83,079	2	47,754	25	25,604	3	64	23	1,072	53	74,494	89.7 (91.4)
過 年 度	25年度末	84,777	2	48,336	25	25,836	3	64	23	1,072	53	75,308	88.8 (91.2)
	24年度末	86,421	2	48,891	25	25,967	3	64	23	1,082	53	76,004	87.9 (91.0)
	23年度末	87,903	2	49,350	25	26,371	3	64	24	1,179	54	76,964	87.6 (90.8)
	22年度末	88,804	2	50,396	25	27,590	3	62	23	1,168	53	79,216	89.2 (90.7)

※1 ()内の数字は秋田県の普及率を示す。

(2) 監視指導状況 (平成28年3月31日現在)

水道施設	施設数	監視件数
上 水 道	2	
簡 易 水 道	19	12
専 用 水 道	1	
小規模水道	20	52
計	42	64

※1 専用水道:能代市分(H17.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※2 小規模水道:八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※3 簡易専用水道:能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

(3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「ビル衛生管理法」)では、建築物の床面積の合計が3,000㎡以上の建物を特定建築物として定めているが、平成28年3月31日現在、藤里町に該当する特定建築物はない。

なお、特定建築物に対する立入権限等の事務は、能代市分は平成17年4月1日、八峰町分は平成23年4月1日、三種町分は平成26年10月1日から権限移譲されている。

ビル管理業登録状況

(平成28年3月31日現在)

業 種	登録業者数
清 掃 業	4
空 気 環 境 測 定 業	
飲 料 水 水 質 検 査 業	
飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	4
ね ず み ・ こ ん 虫 防 除 業	1
排 水 管 清 掃 業	1
環 境 衛 生 総 合 管 理 業	2
計	12

3 公害関係

管内における公害関係の規制対象施設の総数は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県公害防止条例の対象施設を合わせ、ばい煙発生施設196、粉じん発生施設38、特定事業場369、条例指定施設(大気)82、条例指定施設(水質)172、計857施設がある。これらの施設については、大規模施設や有害物質関連施設等を重点に煙道のばい煙検査及び排水の水質検査等を実施し、排出基準適合状況、公害処理施設の維持管理状況等について監視指導を行った。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成25年法改正:通称「フロン排出抑制法」)の対象事業者についても同様に監視指導を行った。

(1) 届出状況

① 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1 ボイラー		121 (73)	6 (6)	20 (5)	8 (6)	155 (90)
6 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		7				7
11 乾燥炉		7		1		8
12 電気炉		1				1
13 廃棄物焼却炉		1		2		3
29 ガスタービン		2				2
30 ディーゼル機関		16	2	2		20
計		155	8	25	8	196

※ ()内の数字は、法・条ボイラーの件数で、法ボイラーに含む。

粉じん発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設	市町	能代市
1 コークス炉		
2 鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は土石の堆積場		11
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)		27
4 破砕機及び摩砕機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		
5 ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		
計		38

※ 八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(平成28年3月31日現在)

施設の種類の市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1の2 畜産農業	24	4	15	2	45
2 畜産食料品製造業	4	1	3 (2)		8
3 水産食料品製造業			1	2	3
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	6	1	6		13
5 みそ・しょう油製造業	5 (3)		2	1	8
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	3 (3)				3
9 米菓子製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1 (1)		2 (1)	1	4
10 飲料製造業	3 (2)	1		1	5
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設	8 (6)		1		9
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	1		1	1	3
19 繊維製品加工業	3				3
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設	41 (5)				41
22 木材薬品処理業	1				1
23 パルプ・紙又は紙加工品の製造業	2				2
23の2 新聞業・出版業・印刷業又は製版業	5 (5)				5
33 合成樹脂製造業	1 (1)				1
47 医薬品製造業	1 (1)				1
54 セメント製品製造業	3		3		6
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	2			2	4
59 砕石業	3				3
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	7			1	8
63 金属製品製造業又は機械器具製造業	2				2
63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設	1				1
64の2 水道施設(1万m ³ /日以上)	1				1

施設の種類	市町				
	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
65 酸又はアルカリによる表面処理施設					
66 電気めっき業	1				1
66の3 旅館業	52 (19)	7 (3)	15 (11)	18	92
66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設					
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設					
67 洗濯業の用に供する洗浄施設	30 (17)	3	3	2	38
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	6 (5)		2 (1)	1	9
68の2 病院(病床数300以上)	1 (1)				1
69の3 地方卸売市場	1 (1)				1
71 自動式車両洗浄施設	21 (3)	1	4	2	28
71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	1 (1)				1
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設			1		1
72 し尿処理施設(500人槽以下除く)	4	1	4	4	13
73 下水道終末処理施設	1	1		2	4
計	246	20	63	40	369

※1 併設事業場については、番号の小さい施設に計上。

※2 ()内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

③ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数

(平成28年3月31日現在)

市町			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
施設の種類の等							
大気	指定ばい煙発生施設	ボイラー	54	5	13	4	76
		廃棄物焼却炉					
	指定粉じん発生施設	鉱物又は鉱物の残渣の堆積場	4				4
		チップ製造施設又は製材施設であつて原動機の定格出力50KW以上のもの	2				2
	計		60	5	13	4	82
水質	指定污水排出施設	畜産農業	4		5		9
		自動車整備業	86 (9)	6	19	7	118
		ガソリンスタンド	21 (6)	3	12	4	40
		病院の検査又は分析の用に供する施設	4 (4)		1		5
	計		115	9	37	11	172
農薬	農薬の使用等に関する規定	空中散布 届出					
		空中散布 変更届出					
	計						

※1 ()内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

※2 指定粉じん発生施設:八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

④ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数

(平成28年3月31日現在)

市町			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
施設の種類の等							
大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)			1		2		3
水質基準適用施設(廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)					1		1
計			1		3		4

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(平成28年3月31日現在)

対象施設 区分		法律対象			条例対象			ダイオキシン類 特措法対象		その他
		ばい煙発生施設	粉じん発生施設	特定施設	指定ばい煙発生施設	指定粉じん発生施設	指定汚水排出施設	大気基準適用施設	水質基準適用施設	協定施設
工場・事業場数		(※1) 117	6	369	(※4) 111(52)	4	172	2	1	1
施設数		(※2) 196	(※3) 38		(※4) 166(90)	6		3	1	
監視件数	現地確認	32		126	30		9			2
	分析検査	1		57						2
指示件数	口 頭	11		34	6					
	文 書			4						

※1 法及び法・条ボイラーの両方を設置している場合は、2としている。

※2 法・条ボイラーの施設数についても計上している。

※3 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の施設数は計上していない。

※4 カッコ内の数字は、法律と条例両方かかる数を計上している。

② フロン排出抑制法関係事業者

(平成28年3月31日現在)

項目	件数
第一種フロン類充填回収業者	10
立入検査	0

(3) 海水浴場の水質検査状況

管内には、八峰町岩館(旧八森町)、八峰町滝ノ間(旧八森町)、能代市落合(休止中)、三種町釜谷(旧八竜町)の4海水浴場があり、遊泳期間前に実施した水質検査結果の判定は下表のとおりである。

海水浴場水質検査結果

(平成28年3月31日現在)

区分 海水浴場	H27						H26	H25	H24	H23
	時期	透明度 (m)	COD (mg/ℓ)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の 有無	判定区分	判定			
岩 館 (八峰町)	4月	全透	1.2	2未満	無	水質AA	AA	A	AA	A
滝ノ間 (八峰町)	4月	全透	1.2	2未満	無	水質AA	AA	AA		
釜 谷 (三種町)	4月	全透	1.7	2未満	無	水質AA	AA	AA	AA	AA

※ 判定基準

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD
適	水質AA	2個/100ml未満	油膜が認められない	2mg/ℓ以下
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下
不適		1,000個/100mlを 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超

(摘要) 水質AA…水質が特に良好な水浴場

水質 A…水質が良好な水浴場

水質 B…水質が適当な水浴場

水質 C…水質が適当な水浴場

(4) 大気汚染常時監視

能代市内の大気環境監視のため、市内の3カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステム(中央局：県健康環境センター)による常時監視を実施している。

大気測定局設置状況 (平成28年3月31日現在)

設置 主体	測定項目 測定場所	二酸化硫 黄 (SO2)	窒素酸化 物 (NOx)	オキシダント 光化学 (Ox)	一酸化炭 素 (CO)	風向風速 (WD・WS)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子 状物質 (PM2.5)
秋田県	能代工業高校	○	○	○			○	○
	旧檜山中学校	○	○				○	
	能代市分庁舎前		○		○		○	

(5) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。 (平成28年3月31日現在)

区分	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大 気		4		1		1
水 質		1			1	6
騒 音						1
振 動						
悪 臭		5	2	4	2	2
地 盤 沈 下						
土 壌 汚 染				1		
そ の 他 (不法投棄等)		2	3	1		6
計		12	5	7	3	16

4 温泉関係

管内には20の源泉があり、各温泉地で利用されている。

源泉一覧 (平成28年3月31日現在)

区分 市町温泉地名		源泉 総数 (A+B)	利用 源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数					ゆう出量 ℓ/分		主たる泉質名
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	25℃ 未満	25℃ 以上	42℃ 未満	42℃ 以上	及び水蒸気 ガス	自 噴	動 力	
能代市	能代 (落合)	2		1	1			1	1		48	194	アルカリ性単純温泉	
	船沢	1		1					1			200	ナトリウム－塩化物強塩温泉	
	(※) 切石	1				1							ナトリウム－塩化物泉	
	梅内	1	1				1				50		ナトリウム・塩化物冷鉱泉	
	湯ノ沢	1			1		1				7		ナトリウム－塩化物泉	
	駒形	1			1			1			86		ナトリウム－塩化物強塩泉	
藤里町	湯の沢	2	2					1	1		130		ナトリウム－塩化物温泉	
	滝の沢	1		1				1				260	ナトリウム－塩化物・硫酸塩温泉	
三種町	森岳	5		2		3			5			1,182	ナトリウム・カルシウム－塩化物塩温泉	
	八竜砂丘	1		1					1			187	ナトリウム－塩化物強塩温泉	
八峰町	潮浜	1	1				1				180		鉱泉	
	八森	2		1	1			1	1		900	522	ナトリウム－塩化物・硫酸塩温泉	
	峰水湖	1		1			1					18	含硫黄－ナトリウム－塩化物・硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)	
管内計		20	4	8	4	4	4	5	10		1,401	2,563		

※ 温度、ゆう出量とも不明。

5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設 4,175件(要許可施設 1,857件、不要許可施設 2,318件)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

(1) 営業施設数(許可を要する営業)

(平成28年3月31日現在)

業種		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等		425	15	53	24	517
	仕出し屋・弁当屋		80	14	28	23	145
	旅館		23	6	5	5	39
	自動販売機		1				1
	移動販売車		1				1
	露天営業		27	5	2	6	40
	臨時営業						
	農家民宿		1		1	2	4
	その他		116	2	15	6	139
	小計		674	42	104	66	886
喫茶店 営業	一般		16		1	2	19
	自動販売機		68	2	17	6	93
	移動販売車		2		1		3
	露天営業		10	2		1	13
	臨時営業						
	小計		96	4	19	9	128
菓子 製造業	一般		63	9	21	10	103
	移動販売車		1		1		2
	露天営業		3				3
	小計		67	9	22	10	108
乳処理業							
乳製品製造業							
集乳業							
魚介類 販売業	一般		65	3	27	36	131
	移動販売車		9	1	4	5	19
	小計		74	4	31	41	150
魚介類競り売り営業			3			2	5
魚肉練り製品製造業						3	3
食品の冷凍又は冷蔵業			3	3	1	2	9
缶詰又は瓶詰食品製造業			4	1	8	1	14
あん類製造業			2				2
アイスクリーム類製造業			5	1	1	1	8

業種 \ 市町		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
乳類 販売業	一 般	99	6	39	25	169
	自 動 販 売 機	17		5	3	25
	移 動 販 売 車			1		1
	小 計	116	6	45	28	195
食 肉 処 理 業		9	1	5		15
食肉 販売業	一 般	104	11	46	28	189
	自 動 販 売 機					
	移 動 販 売 車	7	1	3	1	12
	小 計	111	12	49	29	201
食 肉 製 品 製 造 業			1	1		2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業						
食 用 油 脂 製 造 業						
み そ 製 造 業		7	1	2	1	11
し ょ う ゆ 製 造 業		3				3
ソ ー ス 類 製 造 業				1		1
酒 類 製 造 業		4			1	5
豆 腐 製 造 業		1			1	2
納 豆 製 造 業		1				1
麺 類 製 造 業		12	1	4	10	27
そ う ざ い 製 造 業		24	7	18	25	74
添加物（規格あり）製造業						
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	2			3
氷雪 製造業	一 般	2			2	4
	自 動 販 売 機					
	小 計	2			2	4
氷 雪 販 売 業						
合 計		1,219	95	311	232	1,857
平 成 26 年 度		1,216	92	320	235	1,863
平 成 25 年 度		1,227	92	320	242	1,881
平 成 24 年 度		1,251	94	325	235	1,905
平 成 23 年 度		1,256	95	331	239	1,921

(2) 営業許可及び監視指導状況

(平成28年3月31日現在)

区分 業種		申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数					
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	39	66	39	66	42	155						
	仕出し屋・弁当屋	10	14	10	14	7	96						
	旅館	1	8	1	8	4	14						
	移動販売車						3						
	自動販売機												
	露天営業	7	3	7	3	1	224						
	臨時営業	336		336		336	240						
	農家民宿												
	その他	5	11	5	11	14	33						
	小計	398	102	398	102	404	765						
菓子(パンを含む)製造業	一般	7	11	7	11	5	28						
	移動販売車						2						
	露天営業					1	26						
	臨時営業	15		15		15	17						
	小計	22	11	22	11	21	73						
乳処理業													
特別牛乳さく乳処理業													
乳製品製造業													
集乳業													
魚介類 販売業	一般	10	15	10	15	14	104						
	移動販売車		2		2		7					1	
	小計	10	17	10	17	14	111					1	
魚介類競り売り営業			1		1		5						
魚肉練り製品製造業			1		1		4						
食品の冷凍又は冷蔵業			2		2		7						
缶詰又は瓶詰食品製造業			2		2		7						
喫茶店 営業	一般	3	2	3	2		16						
	移動販売車						5						
	自動販売機	9	13	9	13	4	57						
	露天営業	1	2	1	2		69						
	臨時営業	54		54		54	46						
	小計	67	17	67	17	58	193						
あん類製造業							5						
アイスクリーム類製造業			1		1		5						
乳類 販売業	一般	10	29	10	29	11	86						
	移動販売車					1							
	自動販売機		2		2	5	6						
	小計	10	31	10	31	17	92						
食肉処理業		1	2	1	2		12						

業種		申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数					
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
食肉 販売業	一 般	13	22	13	22	14	117						
	移 動 販 売 車		2		2		1						
	自 動 販 売 機												
	小 計	13	24	13	24	14	118						
食 肉 製 品 製 造 業		1		1			3						
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業													
食 用 油 脂 製 造 業													
マーガリン・ショートニング製造業													
み そ 製 造 業		1	2	1	2	3	3						
醬 油 製 造 業							3						
ソ ー ス 類 製 造 業							1						
酒 類 製 造 業							2						
豆 腐 製 造 業													
納 豆 製 造 業													
麵 類 製 造 業		2	3	2	3	5	10						
そ う ざ い 製 造 業		4	16	4	16	2	42						
添加物（規格あり）製造業													
食 品 の 放 射 線 照 射 業													
清 涼 飲 料 水 製 造 業							4						
氷雪 製造業	一 般						2						
	自 動 販 売 機												
	小 計						2						
氷 雪 販 売 業													
合 計		529	232	529	232	538	1,467					1	
平 成 26 年 度		454	240	454	240	472	1,354		2			10	
平 成 25 年 度		483	212	483	212	509	981		1			3	
平 成 24 年 度		453	217	453	217	470	1,265					1	
平 成 23 年 度		392	275	391	275	440	908						

(3) 営業施設数(許可を要しない営業)及び監視指導状況

(平成28年3月31日現在)

業種		施設数	監視指導 件数	措置件数					
				営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説明	指示書	告発
給食施設	学 校	7	8						
	病院・診療所	16	10						
	事業所	1	1						
	そ の 他	53	9						
	小 計	77	28						
乳 さ く 取 業									
食 品 製 造 業		170	16				1		
野 菜 果 物 販 売 業		310	153				1		
そ う ざ い 販 売 業		330	135						
菓子(パンを含む)販売業		620	164						
食品販売業(上記以外)		553	49						
添 加 物 の 販 売 業		134	74						
器具・容器包装・おもちゃの 製造業又は販売業		124	42						
合 計		2,318	661				2		
平 成 26 年 度		2,318	607						
平 成 25 年 度		2,318	346						
平 成 24 年 度		2,342	380						
平 成 23 年 度		2,362	398						

(4) 収去検査の実施状況及び措置状況

(平成28年3月31日現在)

検体種類		区分	収去 検体数	不適 検体数	不適理由			措置状況		
					規格 基準	指導 基準	その他	廃棄 命令	回収 命令	その他
魚 介 類			6							
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品									
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品									
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品									
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類									
魚 介 類 加 工 品			5							
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)			4							
牛 乳										
乳 製 品										
乳類加工品(アイスクリームを除きマーガリンを含む)										
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓										
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)			10							
野菜類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)			20							
菓 子 類			6							
清 涼 飲 料 水										
酒 精 飲 料										
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品										
そ の 他 の 食 品			5			1				1
器 具 及 び 容 器 包 装										
計			56	1		1				1
平 成 26 年 度			60	3		3				3
平 成 25 年 度			69	2		1				

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

(平成28年3月31日現在)

食品等 区分		食 品																	食品 添加物	器具 及び容器包装	おも ちゃ	計	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度		
		菓子 類	乳 及 び 乳 製 品	食 肉 製 品	品 魚 介 類 及 び そ の 加 工	冷 凍 食 品	清 涼 飲 料 水	調 味 料 類	豆 腐 及 び そ の 加 工 品	めん 類	そ う 菜 類	漬 物	鯨 肉 製 品	弁 当 類	調 理 パン	品 果 実 ・ 野 菜 そ の 加 工	食 肉	氷 菓									そ の 他 の 食 品	
食品衛生 監視員に よる発見	検 査 件 数	1,040	261	283	984	72	495	144	93	172	701	635	27	547	224	1,739	409		164	77	76		8,143	17,484	10,300	9,722	8,778	
	県 内 産	4		1	2						1	7		3		10			27				55		10	7	1	
	県 外 産															1							1					
	小 計	4		1	2						1	7		3		11			27				56		10	7	1	
県内消費 者からの 届出	県 内 産																						1				3	
	県 外 産																											
	小 計																						1				3	
県外から の届出	県 内 産																								1			
	小 計																							1				
	合計	県 内 産	4		1	2						1	7		3		10			27				55	1	11	7	3
	県 外 産															1							1					
		4		1	2							1	7		3		11			27				56	1	11	7	3
違反理由	第11条	第 6 条														1							1					3
		第 10 条																										
		成分規格 製造基準 保存基準 添加物使用基準 そ の 他																										
		第 19 条	4		1	2						1	7		3		10			27				55		10	7	
	第 20 条																											
	そ の 他																							1	1			
行政処分 内容	製品の廃棄命令件数																											
	その他必要な措置件数																											
行政処分 以外	告 発 件 数																											
	始末書等徴収口頭説諭件数	4		1	2						1	7		3		11			27				56	1	11	7	3	
	その他の措置件数																											

※ 収去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 11件

② 患者数 380名

③ 死者数 0名

(平成28年3月31日現在)

年別	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	摘 要
H14	1月27日	能代市	28	4		旅館の食事	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	最短 25:00 最長 75:00 平均 52:00	下痢、嘔気、嘔吐、腹痛	調理器具からの2次汚染。 営業停止1日間。
	10月6日	能代市	44	13		小規模水道水	カンピロバクター・ ジェジュニー	家庭	家庭		不明	水様性下痢、腹痛、発熱	小規模水道の衛生管理不良
H15	7月15日	能代市	1	1		フグ料理	不明	家庭	家庭	家庭	1:00	嘔吐、しびれ、 呼吸困難、昏睡	自分で釣ったふぐを自宅で調理し1人で摂食
	8月6日	能代市	1,058	153		弁当	毒素原性大腸菌 (O169ST+)	飲食店 (仕出し)	スポーツ 施設	飲食店 (仕出し)	最短 2:00 最長 121:00 平均 36:55	水様性下痢、腹痛	東北地区のスポーツ大会の昼食で発症。主原因は 調理従事者の健康保菌。 営業停止9日間
H16	8月3日	山本町	不明	4		不明	腸炎ビブリオ (O3:K6)	不明	不明	不明	不明	下痢、嘔気、嘔吐	自炊生活の工事作業員が発症。
H17	3月16日	二ツ井町	不明	29		飲料水(地下水)	ノロウイルス	小規模 水道	家庭	不明	最短 12:00 最長 46:00	下痢、嘔吐、発熱、腹痛	小規模水道の衛生管理不良によるノロウイルスの汚染
H18	発 生 な し												
H19	6月9日	八峰町	240	72		ロブヘッド黄味焼き (推定)	サルモネラ・エンテ リティディス	飲食店 (仕出し)	寺院、家 庭など	飲食店 (仕出し)	最短 2:00 最長 144:00 平均 37:12	下痢、発熱、腹痛	サルモネラによる原料汚染、加熱不十分、能力以 上の受注、調理済み食品の不適切な保管。 営業停止8日間
H20	発 生 な し												
H21	発 生 な し												
H22	1月24日	能代市	48	14		不明(飲食店の食 事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 13:00 最長 69:30 平均 46:45	嘔吐、下痢、腹痛	ノロウイルスによる食品汚染。営業停止5日
H23	発 生 な し												
H24	発 生 な し												
H25	1月14日	能代市	75	34		弁当	サルモネラ属菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止5日
H26	発 生 な し												
H27	1月23日	藤里町	62	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	飲食店 (旅館)	最短 4:00 最長62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食、営業停止4日
	1月24日	能代市	334	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止3日
H28	発 生 な し												

過去15年間の合計

1,890

380

(7) 衛生教育実施状況

(平成28年3月31日現在)

対象 区分	営業者	消費者	その他	計	26年度	25年度	24年度	23年度
実施回数	18	1	17	36	20	12	19	19
受講者数	575	42	197	814	590	434	612	691

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく講習会修了者数及び営業届出施設数

(平成28年3月31日現在)

区分 人数	平成27年度			講習会修了者数累計			営業施設数累計			
	処理課程	販売課程	計	処理課程	販売課程	計	処理及び加工	調理	販売	計
受講者数	0	0	0	62	52	114				
届出施設数	1	1	0				14	7	25	46

※1 営業施設数の処理には、調理及び加工を含む。

※2 ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計である。

6 死亡獣畜の処理

(1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(平成28年3月31日現在)

区分 市町	化製場等				畜舎・家畜舎							死亡獣畜取扱場の利用状況						
	死亡獣畜 取扱場		化 製 場	計	牛	馬	豚	めん 山 羊	犬	鶏	計	牛	馬	豚	めん 山 羊	そ の 他	計	
	埋却	焼却																
能代市	1			1					1		1							
藤里町	1			1								4					4	
三種町	2			2								6					6	
八峰町	1			1														
管内計	5			5					1		1	10					10	
26年度	5			5	5		2		1		8	3	1		6		10	
25年度	5			5	5		2		1		8	7	1		6		14	
24年度	6			6	5		2		1		8	4	11		2		17	
23年度	6			6	5		2		1		8	16		1	10		27	

※ 畜舎及び家さん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

(2) 死亡獣畜取扱場設置状況

(平成28年3月31日現在)

区 分	名 称	設置者	所 在 地
埋 却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
〃	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
〃	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
〃	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	〃	能代市浅内字砂山17-1
〃	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家ノ後1-3

7 狂犬病予防業務

犬の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

(1) 狂犬病予防業務等実施状況

(平成28年3月31日現在)

市町 区分		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	26年度	25年度	24年度	23年度
登 録 状 況	登録頭数(期間 末原簿総数)	1,951	180	785	358	3,274	3,381	3,515	3,629	3,842
	登録申請頭数	133	10	50	14	207	208	219	229	261
	鑑札再交付数	4		1		5	13	9	2	3
	犬死亡届等件数	304	9	71	39	423	340	330	414	228
	犬 変 の 更 所 届 在 地	県外から 移動	9			9	10	4	7	7
		県外への 移動	5			5	12	10	5	7
		県内での 移動	24	2	5	3	34	27	9	12
	所有者の氏名・ 住所変更届		9			9	11	19	7	16
	所有者の変更届		8			8	6	17	14	6
狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 交 付	集合注射	691	113	438	118	1,360	1,483	1,601	1,722	1,853
	個別注射	827	28	203	81	1,139	1,238	1,211	1,128	1,138
	小 計	1,518	141	641	199	2,499	2,721	2,812	2,850	2,991
	注射済票再交付	2		1		3				

※ 「犬死亡届等件数」については、H21から行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

(2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(平成28年3月31日現在)

市町 区分			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	26年度	25年度	24年度	23年度
苦情届出件数	一般苦情	野 犬 ・ 放 飼 い	21	2	7	1	31	43	45	44	51
		け い 留 の 方 法	4		2		6	1	4	1	
		な き 声 等	3		1		4	2	1	8	6
		そ の 他						2	4	3	
		小 計	28	2	10	1	41	48	54	56	57
	衛生上の苦情	脱 糞						1	6	3	3
		悪 臭							1		
		脱 毛									
		そ の 他	1				1				1
		小 計	1				1	1	7	3	4
計		29	2	10	1	42	49	61	59	61	
被害届出件数	人 の 咬 傷	3	1		1	5	1	5	6	1	
	非咬傷被害者										
	家畜等の被害						1	1		1	
	農地等の被害									1	
	そ の 他	1				1					
	計	4	1		1	6	2	6	6	3	
合 計			33	3	10	2	48	51	67	65	64

(3) 犬による危害防止業務実施状況

(平成28年3月31日現在)

市町 区分		能代市	三種町	八峰町	藤里町	管内計	26年度	25年度	24年度	23年度
抑留頭数	捕 獲	13	9		2	24	33	27	31	32
	引 取 り	3				3	5	24	14	22
	計	16	9		2	27	38	51	45	54
処分頭数	飼 い 主 返 還	5	3			8	10	9	5	13
	セ ン タ ー 搬 送	11	5		1	17	28	41	36	42
	計	16	8		1	25	38	50	41	55
薬殺	実 施 地 区 数									
	薬 殺 頭 数									
行政指導	指 示 書 交 付		2			2	13			
	説 諭	1	2			3				
	始 末 書 等							4		
	措 置 命 令							2		
	告 発									